

**令和 5 年度 革新的先端研究開発支援事業
(AMED-CREST, PRIME)
公募に関する Q&A**

本公募の Q&A については、以下のウェブサイトも参照してください。特に問い合わせが多い内容については、随時更新していく予定としています。

URL: https://www.amed.go.jp/koubo/16/02/1602B_00022.html

なお、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の運用、所属研究機関・研究者の登録および e-Rad の操作等に関しては、以下のウェブサイトを参照してください。

URL: <https://www.e-rad.go.jp/>

1 . AMED-CREST、PRIME に共通する事項

①申請者の要件について

- Q. 非常勤の職員(客員研究員等)でも申請は可能ですか。また、研究開発期間中に定年退職を迎える場合でも申請は可能ですか。
- A. 研究開発期間中、国内の研究機関において自らが研究開発実施体制をとることができ、かつ、AMED が研究機関と委託研究開発契約を締結することができる場合は可能です。国の施設等機関等(国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。)である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります。

②所属機関の承認について

- Q. 申請の際に、所属機関の承認は必要ですか。
- A. 必要です。革新的先端研究開発支援事業では、平成 29 年度の公募より、e-Rad での申請において、機関承認のプロセスが追加されていますので注意してください。なお、採択された場合には、研究開発代表者が研究開発を実施する研究機関と AMED との間で、委託研究開発契約を締結することになります。また、AMED-CREST の場合、研究開発分担者が所属する分担機関においては、代表機関と分担機関で再委託研究開発契約を締結し、研究開発を実施することとなります。e-Rad での申請時に分担機関においても機関承認を得ていることを確認したうえで、代表機関が機関承認を行うようにしてください。所属の研究機関へ、その旨確認してください。
- ただし、国の施設等機関等(国の施設等機関及び公設試験研究機関を総称したものをいう。)である代表機関又は分担機関については、相当の事由に基づき当該機関及び当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者が申し出た場合に限り、AMED との協議を経て、AMED から当該機関に所属する研究開発代表者又は研究開発分担者へ間接補助金を交付する方式をとることがあります
- 再委託の場合であっても、再委託先においては機関経理を行うことを原則とし、さらに AMED の求めに応じて監査などに応じることを条件とします。

③JST 戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）への同時申請の可否について

Q. JST の CREST、さきがけ、または ACT-X と、本公募要領に記載の AMED-CREST または PRIME に同時に申請することはできますか。

A. 令和 5 年度に公募を行う AMED-CREST、PRIME、CREST、さきがけ、ACT-X のすべての研究開発領域及び研究領域の中から、**提案者として 1 件のみ応募できます**。ただし、例外措置として、重複応募を可能とする以下の2領域があります。

- ・AMED「マルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明による革新的医療技術開発」研究開発領域については、AMED-CREST と JST CREST「生体マルチセンシングシステムの究明と活用技術の創出」研究領域間、PRIME とさきがけ「生体多感覚システム」研究領域間でそれぞれ重複応募を例外措置として認めます。

- ・AMED「根本的な老化メカニズムの理解と破綻に伴う疾患機序解明」研究開発領域の PRIME は、JST さきがけ「加齢による生体変容の基盤的な理解」研究領域間との重複応募を例外措置として認めます。

重複応募をする場合、令和 5 年度公募では、【重複申請者第一希望領域選択、及び提案差異説明様式】シートの提出が必須となります。

詳細は公募要領「第 2 章 応募に関する諸条件等」を参照ください。

Q. なぜ例外措置として、一部の領域は重複応募が可能なのですか。

A. AMED「マルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明による革新的医療技術開発」研究開発領域、JST CREST「生体マルチセンシングシステムの究明と活用技術の創出」研究領域、JST さきがけ「生体多感覚システム」研究領域は、文部科学省において、令和3年度に設定された1つの研究開発目標「ヒトのマルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明」の下、同時に AMED 及び JST で立ち上げられた領域であり、文部科学省より一体的に運営されることが求められている連携領域になります。連携領域の取り組みの一環として、研究者に対し重複応募を認めて両プログラムでの選考を受ける機会を与えることにより、多くの研究者に研究費獲得のチャンスが広がり、連携領域全体として最適な課題が採択できるよう試行的に重複応募を可能としています。

また、AMED「根本的な老化メカニズムの理解と破綻に伴う疾患機序解明」研究開発領域、JST さきがけ「加齢による生体変容の基盤的な理解」研究領域は、令和4年度に設定された1つの研究開発目標「老化に伴う生体ロバストネスの変容と加齢性疾患の制御に係る機序等の解明」の下、同時に AMED 及び JST で立ち上げられた領域であり、文部科学省より一体的に運営されることが求められている連携領域になります。連携領域の取り組みの一環として、若手研究者に対し重複応募を認めて両プログラムでの選考を受ける機会を与えることにより、多くの研究者に研究費獲得のチャンスが広がり、連携領域全体として最適な課題が採択できるよう試行的に重複応募を可能としています。

④JST 戦略的創造研究推進事業（新技術シーズ創出）の課題を実施中の場合について

Q. JST の CREST やさきがけで採択されていますが、AMED-CREST や PRIME に申請できますか。

A. 採択されている研究課題の立場により異なりますので、詳細は公募要領「第 2 章 応募に関する諸条件等」を参照ください。

⑤日本国外の研究機関に所属している場合の申請と日本国内の研究実施場所の確保について

Q. 現在、日本国外の研究機関に所属していますが、申請はできますか。

- A. PRIME の場合、条件として、研究開発開始予定日(令和 5 年 10 月 1 日)までに、日本国内の研究機関において研究開発を実施する体制を取ることが可能であれば、申請することは可能です。AMED-CREST の場合、日本国内の研究機関への所属が内定しており、当該研究機関の承認が得られる場合のみ、申請可能です。「⑩申請書類について」の Q&A も参照してください。

⑥人事異動に伴う研究開発の継続について

- Q. 研究開発実施中に、研究開発代表者の人事異動(昇格・所属機関の異動等)が発生した場合、研究を継続できますか。
- A. 異動をされる場合に、当該研究開発が支障なく継続できるのであれば、研究を継続することが可能です。ただし、異動に伴って、研究開発代表者を交替することはできません。

⑦所属機関の変更に伴う設備等の移管について

- Q. 研究開発実施中に、移籍などの事由により所属研究機関が変更となった場合、研究開発費で取得した設備等を移籍先の研究機関に移管することはできますか。
- A. 委託研究開発費(直接経費)により取得した設備等についても、原則として、移籍先の研究機関へ譲渡等により移管することとなっています。

⑧研究開発費の用途について

- Q. プログラムの作成などの業務を外部企業等へ外注することは、可能ですか。
- A. 研究開発を推進する上で必要な場合には外注が可能です。ただし、その場合の外注は、研究開発要素を含まない請負契約によるものであることが前提となります。

⑨人件費について

- Q. 研究開発代表者又は研究開発分担者の人件費を直接経費から支払うことはできますか。あるいは、研究開発費とは別途に措置される場合がありますか。

- A. 本事業では原則として、研究開発代表者又は研究開発分担者の人件費を直接経費から支出することはできません。ただし、PRIME については、応募時に、所属機関での採用条件においてご自身が獲得した外部資金から人件費を措置することとなっている場合は、個別に相談してください。

一方、PI 人件費^{*}やバイアウト経費^{*}については、本事業でも適用されます。

- ※ AMED では、「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について」(令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)および、「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行経費を支出可能とする見直し(バイアウト制度の導入)について」(令和 2 年 10 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ)に基づき、所管する事業において、PI 人件費やバイアウト経費の支出を可能としています。PI 人件費やバイアウト経費を支出する場合に必要な要件や手続きの詳細については、公募要領「8.2.1 委託研究開発費の範囲」を参照してください。

⑩申請書類について

- Q. 指定と異なる提案書様式を使って申請することは可能ですか。
- A. 申請に当たっては、必ず研究開発領域・研究タイプごとに指定された本公募用の提案書様式を使ってください。過去年度の様式など指定と異なる提案書様式を使った場合には、不受理となることがあります。詳細は公募要領「5.1 提案書類の作成」を参照してください。
- Q. 研究開発提案書中の文字や図表はカラーでも大丈夫ですか。評価者は、カラーの状態で提案書を見ることができますか。

- A. 評価者は、カラーの状態で作成した提案書を評価します。ただし、PDF の状態から印刷出力を行うこともあり、低解像度でも見やすい図表を使うなどの配慮をお願いします。
- Q. 研究開発提案書中の青字の記載例、緑色の説明文、黒字の指示書きは削除しても良いですか。
- A. 提出する際には、青文字の記載例と緑色吹き出しの説明文を削除してください。ただし、黒字の指示書きは削除しないでください。
- Q. 申請書類の受付期間後に異動する予定がありますが、申請書中の所属や担当者の情報はどのように記載すれば良いですか。
- A. 申請書には申請時点(現所属)の情報を記載し、その事情を提案書様式(AMED・CREST:様式 C1 の別紙 C5、PRIME:様式 P1 の別紙 P4)「照会先・その他特記事項」に記載してください。e-Rad での機関承認操作は現所属機関で行ってください。なお、異動先の所属機関からはあらかじめ承諾を得ておいてください。
- Q. 研究開発提案書の研究者番号とは何ですか。
- A. e-Rad(府省共通研究開発管理システム <https://www.e-rad.go.jp/>)へ研究者情報を登録した際に付与される 8 桁の研究者番号を指します。研究者情報の登録については、公募要領「5.3.2 e-Rad の使用に当たっての留意事項」を参照してください。
- Q. ヒト全ゲノム解析プロトコールとは何ですか。
- A. 研究計画の中にヒト全ゲノム解析やヒト全エクソーム解析を含む場合、「ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール」の提出が必須となります。なお、プロトコールの内容によりましては、審査対象外となる場合があります。
研究計画にヒト全ゲノム解析やヒト全エクソーム解析を含む場合には、令和 5 年 5 月 9 日(火)までに公募事務局(kenkyuk-kobo@amed.go.jp)までご連絡ください(“AT”の部分を変えてください)。
- Q. 現在、日本国外の研究機関に所属しており、研究者番号を持っていません。どうしたらよいでしょうか。
- A. e-Rad 所定の研究者登録申請書、本人確認用証明書のコピーなどを直接 e-Rad のシステム運用担当に郵送し、ご本人による研究者の登録申請を行ってください。詳しくは e-Rad ポータルサイトより「研究者向けページ」にある「システム利用に当たっての事前準備」の「研究機関に所属していない研究者」の項目を参照してください。なお、日本国外の研究機関に所属している方は e-Rad では申請ができませんので、**受付期間終了 2 週間前までに AMED 担当者**(kenkyuk-kobo@amed.go.jp)まで連絡してください(“AT”の部分を変えてください)。

⑪e-Rad での申請について

- Q. e-Rad での申請後、申請書類を修正することは可能ですか。
- A. 申請書類の提出後、申請書類を修正する場合には、申請書類の受付期間内であれば e-Rad の「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。なお、受付締め切り当日は「引戻し」操作を行わないでください。申請書類の受付期間終了後は、提出された書類の差し替え等には一切応じられません。詳しくは公募要領「5.3 提案書類の提出方法」を参照してください。
- Q. e-Rad で申請する際、全ての申請書類を PDF にする必要はありますか。
- A. 「ヒト全ゲノムシーケンス解析プロトコール」については **Excel 形式**にて提出してください。それ以外の申請書類は **PDF 形式**に変換して提出してください。
詳しくは公募要領「第 5 章 提案書等の作成・提出方法」を参照してください。

Q. e-Rad に登録されている所属が実際の所属(現所属)と異なっています。問題なく申請することは可能ですか。

A. ご所属が旧所属のままとなっているなど実際の所属と異なっている場合、申請情報は旧所属の e-Rad 事務担当者に届くため、機関承認操作が行われずに申請が完了していないことがあります。**この場合、AMED ではいかなる理由でも申請を受理しません。**旧所属および現所属の事務担当者に連絡し、所属の情報の修正を依頼してください。必要な手続きは e-Rad ポータルサイトを参照してください。

Q. 現在、研究機関に所属していませんが、e-Rad で申請することは可能ですか。

A. e-Rad で申請することはできません。この場合、AMED にて代理登録の操作をする必要がありますので、**受付期間終了 2 週間前までに必ず AMED 担当者(kenkyuk-kobo“AT”amed.go.jp)**まで連絡してください(“AT”の部分に@を変えてください)。

なお、e-Rad での所属情報が旧所属のままとなっている場合などで、申請が完了していない事例が発生しています。この場合、**AMED ではいかなる理由でも申請を受理しませんので注意**してください。

Q. 現在、日本国外の研究機関に所属していますが、e-Rad で申請することは可能ですか。

A. e-Rad で申請することはできません。この場合、AMED にて代理登録の操作をする必要がありますので、**受付期間終了 2 週間前までに必ず AMED 担当者(kenkyuk-kobo“AT”amed.go.jp)**まで連絡してください(“AT”の部分に@を変えてください)。

なお、e-Rad での所属情報が旧所属等、国内の研究機関となっている場合などで、申請が完了していない事例が発生しています。この場合、**AMED ではいかなる理由でも申請を受理しませんので注意**してください。

⑫面接選考会に代理の者が対応することの可否について

Q. 面接選考会の日に申請者の都合がつかない場合、代理の者に面接選考を受けさせることは可能ですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。

A. 面接選考時に申請者の代理の方が対応されることは、お断りしています。面接選考の日程は、多くの評価委員の日程を調整した結果決定されていますので、再調整をすることはできません。各研究開発領域の面接選考の実施日程については、以下の公募ウェブサイトでお知らせしますので、そちらを確認してください。

https://www.amed.go.jp/koubo/16/02/1602B_00022.html

⑬研究開発総括・研究開発副総括との利害関係について

Q. 研究開発総括や研究開発副総括と利害関係にある研究者でも申請できますか。

A. 申請可能です。平成 29 年度まで設けていた研究開発総括や研究開発副総括との利害関係による申請者の資格制限については、平成 30 年度の公募から設けないこととしました。

Q. 研究開発総括や研究開発副総括は利害関係にある研究者による申請の審査にも加わりますか。

A. 本事業における研究開発課題の採択に当たっては、課題評価委員(研究開発総括、研究開発副総括、アドバイザー等)で構成する課題評価委員会にて評価を行います。課題評価委員会では、公正で透明な評価を行う観点から、AMED の規定に基づいて評価委員の利益相反マネジメントを行い、利害関係にある評価委員は原則として当該課題の評価に携わることはありません。詳細は公募要領「4.2 提案書類の審査方法」を参照してください。

⑭昨年度の申請状況について

Q. 昨年度の採択課題や申請状況について教えてください。

A. 令和 4 年度の AMED-CREST、PRIME の採択課題、申請状況は、以下のウェブサイトをご確認ください。

https://www.amed.go.jp/koubo/16/02/1602C_00011.html

⑮研究開発実施中のライフイベントへの対応について

Q. 研究開発の実施中に生じたライフイベント(出産、育児、介護)による研究開発の中断・再開は、可能ですか。

A. 研究開発代表者にライフイベントが発生した場合、研究開発総括・研究開発副総括と相談の上、一定の期間まで研究開発を中断し、再開することができます。中断することができる期間は、ライフイベントごとに定まっています。また、この場合、中断による影響を考慮し、研究開発費用も含めた研究開発計画の見直しを行います。

2. AMED-CREST に関する事項

①研究ユニットの編成について

- Q. 複数の研究機関が、1つのグループに入っても問題ありませんか。必ず研究機関ごとにグループを分ける必要がありますか。
- A. 同じ研究開発実施項目を複数の組織(研究室、部局、研究機関等)で取り組む必要があれば、これらが1つのグループに入っても構いません。ただし、個別に経費執行する必要がある場合は、AMED との委託研究開発契約を締結する代表機関と代表機関からの再委託となる分担機関としてグループを分ける必要があります。詳細は、採択後に相談してください。
- Q. AMED-CREST に研究開発代表者のみ(研究開発分担者なし)で、応募することは可能でしょうか。
- A. 研究開発構想を実現する上で問題ないのであれば、可能です。
- Q. 日本国外の研究者を、研究開発分担者として研究ユニットに含めることはできますか。
- A. 当該研究者の参画が研究開発構想を実現する上で必要不可欠であること、代表機関との再委託契約が可能であること、知的財産を代表機関へ譲渡することなど、所要の条件を満たす場合には可能です。公募要領「2.2 研究開発体制の要件」に記載の条件を確認してください。
- Q. 「日本国外の機関でなければ研究開発の実施が困難である」という判断基準とは、どのようなものですか。
- A. 日本国外での実施を必要とする基準としては、以下のような場合が想定されます。
- ・必要な設備が日本になく、日本国外の機関にしか設置されていない。
 - ・日本国外でしか実施できないフィールド調査が必要である。
 - ・研究材料がその研究機関あるいはその場所でしか入手できず、日本へ持ち運ぶことができない。

②研究開発実施体制・予算配分について

- Q. 研究開発実施体制の研究開発分担者グループの編成および研究開発分担者グループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。
- A. 提案されている研究開発構想の実施体制において、研究開発代表者が担う役割が中心的不是で、研究開発の多くの部分を請負業務で外部へ委託する、研究開発構想における研究開発分担者グループの役割・位置づけが不明である、研究開発分担者グループの役割・位置づけを勘案することなく研究開発費が均等割にされている予算計画である、等が考えられます。
- Q. 研究開発提案書に記載した研究開発実施体制および予算総額を、面接時に変更することはできますか。
- A. 研究開発提案書に記載された内容で選考を行いますので、変更が生じることのないよう申請時に慎重に検討してください。なお、採択時に研究開発総括からの指示により変更を依頼することはあります。
- Q. 研究の進捗に伴って研究に参画する研究開発分担者にも、研究開発期間の最初から資金を配分する必要はありますか。
- A. 研究開発期間の途中から参画する研究開発分担者には、研究に加わらない期間に研究費を配分することは出来ません。申請時には、研究計画全体に関して、研究開発構想の実現に必要な体制が整っているかについても審査されますので、途中から参画予定の研究開発分担者についても提案書中に記載してください。

③研究開発費について

- Q. 研究開発提案書に、積算根拠や年度ごとの予算を記載する必要がありますか。
- A. 提案書に研究開発費の積算根拠を記載する必要はありませんが、費目毎の研究開発費の計画、研究開発グループ毎の研究開発費計画を研究開発提案書に記載してください。また、面接選考の対象となった方には、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料の作成を別途お願いする予定です。
- Q. 採択後、ユニット(研究開発課題)内での研究開発費の配分は、どのように決めるのですか。
- A. ユニット内での研究開発費の配分は、採択直後に策定する全体研究開発計画書、および毎年度策定する研究開発計画書によって決定します。研究開発計画については、公募要領「9.1 課題の進捗管理」を参照してください。

④委託研究開発契約について

- Q. 研究開発分担者が所属する研究機関の委託研究開発契約は、研究開発代表者の所属機関を介した「再委託」の形式となるのですか。
- A. その通りです。本事業では、平成 29 年度の採択課題から、分担機関における研究開発は代表機関からの「再委託」の形式で実施することになります。したがって、AMED は代表機関とのみ委託研究開発契約を締結し、分担機関は代表機関と再委託研究開発契約を締結することとなります。再委託の形式であっても、研究開発における責務が十分に果たされるよう対応をお願いします。再委託に関する詳細は、AMED のホームページにある委託研究開発契約事務処理説明書等を確認してください。

⑤重複申請について

- Q. AMED-CREST において、「研究開発代表者」として申請し、かつ他の研究開発提案に「研究開発分担者」として参加することは可能ですか。
- A. 提案は可能ですが、それらの提案が採択候補となった際に、研究内容や規模等を勘案した上で、研究開発費の減額や、当該研究者が実施する研究開発を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。詳しくは公募要領「2.3 戦略的創造研究推進事業(含:革新的先端研究開発支援事業)内における重複応募の制限」を参照してください。

⑥研究開発の評価について

- Q. 採択された研究開発課題の評価はどのように行われるのですか。
- A. 研究開発課題の評価としては、原則として、
- 1) 研究開発開始 3 年後程度を目安として行われる中間評価
 - 2) 研究開発期間終了後に行われる事後評価
- があります。詳しくは公募要領「9.2 中間評価・事後評価等」を参照してください。

3 . PRIME に関する事項

①申請者の要件について

- Q. PRIME では、申請者(研究開発代表者)の年齢制限はありますか。
- A. 年齢制限は設けていませんが、若手研究者がこの制度により飛躍することを期待するものです。
- Q. PRIME に研究開発代表者として申請し、かつ、AMED-CREST の研究開発分担者もしくはCREST の主たる共同研究者として参加することは可能ですか。
- A. 可能です。詳細は公募要領「第 2 章 応募に関する諸条件等」に記載の表1.もしくは表 2.を参照ください。
- Q. 日本学術振興会特別研究員は、PRIME に申請できますか。
- A. 申請時の身分については、規定しません。AMED 以外の機関の制度を既にご利用、あるいはこれから申請される場合、AMED 以外の機関の制度における PRIME との重複の適否については、それぞれの機関にお尋ねください。

②研究開発費の記載について

- Q. 研究開発提案書に、研究開発費の積算根拠や年度毎の予算を記載する必要はありますか。
- A. 積算根拠は必要ありませんが、年度毎の予算は記載していただきます。また、面接選考の対象となった方には、別途、研究開発費の詳細等を含む補足説明資料をご作成いただく予定です。

③研究開発参加者の記載について

- Q. 研究開発提案書の別紙 P2「研究開発実施体制」に、研究開発参加者を記載する必要はありますか。
- A. 実験補助者など研究開発代表者以外の研究開発参加者がいれば、申請時点で想定する範囲で記載してください。

④研究開発協力者について

- Q. 研究開発協力者を加えることは可能ですか。また、他機関の研究者も研究開発協力者に加えることは可能ですか。
- A. 申請課題の研究開発構想の実現に必要な不可欠な範囲で研究開発協力者の方を加えることは可能です。また、他機関の研究者の方も研究開発協力者に加えることは可能ですが、研究費を配分することはできません。

(参考) 各研究開発領域に関する事項 (公募説明会での質疑応答等によるもの)

「ストレスへの応答と疾病発症に至るメカニズムの解明」研究開発領域

- Q. 想定している「ストレス」の定義を教えてください。公募説明では主に「精神的・心理的ストレス」を対象にしているように思いましたが、ある臓器の急性・慢性炎症を「ストレス」と考えて、その炎症ストレスに関する機序解析・マーカー同定・測定方法開発・疫学的検討をするという内容は、本公募の対象となりますか。
- A. 本研究開発領域は「精神的・心理的ストレス」だけを主なターゲットとしているわけではありません。物理的、化学的、生物学的ストレス等についても主要な対象となります。細胞レベルでは細胞死に至る刺激、個体レベルでは体の変調に至る刺激等が広義のストレスと捉えることができます。本研究開発領域において、新たなストレスマーカーを発見することにより、ストレスを再定義できることも期待します。
- 炎症ストレスについては、外因性ストレス(物理的、化学的、生物学的、精神的・心理的ストレス等)との関係性が明確な提案であれば、本公募の対象となります。一方で、炎症ストレスの発生を早期に発見することによる早期介入治療に貢献できる技術開発など、疾病発症予防への応用を目指す研究提案を強く期待します。
- Q. 「臨床研究者」の定義について、医学系研究をしている者、ヒトを扱っている者の二点が臨床研究者の基準であると考えられます。情報系の研究者や心理学者もヒトを対象にしていれば臨床研究者と考えても良いですか。
- A. 本研究開発領域では、個体レベルでのストレスへの応答の科学的理解に貢献できる心理学者や、情報系の研究者の参画も期待します。なお、PRIME への応募の場合、提案時において医学・医療とのつながりを具体的に示す必要はありません。
- Q. 感染症における病原体等に起因するストレスも対象になりますか。
- A. 病原体等の生物学的ストレスも、本公募の対象となります。
- Q. 高脂肪食などの食餌による負荷は本研究領域におけるストレスに含まれますか。
- A. 個体レベルでのストレスへの応答に繋がる提案であれば、本公募の対象となります。
- Q. 過食など外部から取り込んだ過剰な食物・栄養が引き起こす生活習慣病は領域対象になりますか。またアルツハイマー病などの加齢性疾患は対象外ですか。
- A. 食餌による影響が個体レベルでのストレスへの応答に繋がる提案であれば、本公募の対象となります。加齢性疾患についても、発症後の重篤化ならびに疾病に至る過程を「ストレスに対する応答」の切り口で解明する研究提案であれば、本公募の対象となります。
- Q. 老年期や青年期など特定の世代のストレス応答に着目した課題は対象になりますか。
- A. 対象となります。
- Q. 老化、加齢ストレスは対象に入りますか。
- A. 個体レベルでのストレスへの応答に繋がる提案であれば、本公募の対象となります。
- Q. すでに発症している疾患に対し、良いストレス(運動、生活環境等)の負荷により治療や寛解に至る分子、細胞学的メカニズムの解明をモデル動物で行う計画は PRIME のテーマとして適していますか。

- A. 患者のみならず健常人において、良い方向に働くストレスへの応答も本公募の対象となります。
- Q. 本研究開発領域の「ストレス」とは外因性のものであって、シェアストレスや高血糖ストレスのような内因性ストレスは対象にならないですか。
- A. 内因性ストレスも研究対象となります。一方で、本研究開発領域の目標に基づき、内因性ストレスが何らかの外的刺激に起因する場合、その関係性が明確な提案がより望まれます。
- Q. ストレスの起点として、突然変異も対象になりますか。
- A. 突然変異を内因性ストレスとするのであれば、その起因となる外因性ストレスとの関係性が明確な提案であれば、本公募の対象となります。
- Q. 本研究開発領域は、未病や予防研究を求めているように思いました。うつ病診療では、発症後に、ストレス反応を理解しながら治療に導くことや再発を防ぐことに注力します。難治うつを治す、もしくはうつの再発を予防することをストレス反応から理解する研究は今回の公募の対象になりますか。
- A. うつを増悪させるストレス反応に関して、明確な分子実体を用いて解析する、あるいは、しっかりとした戦略で原因となる分子実体を解明する提案も、本公募の対象となります。
- Q. 探索するストレスに関連した疾患の治療を見越して、研究計画に創薬科学を包含することは可能ですか。
- A. 創薬科学も対象となります。

「マルチセンシングネットワークの統合的理解と制御機構の解明による革新的医療技術開発」 研究開発領域

- Q. 研究対象について「ヒトのモデル生物中心」とありますが、primitive なモデル生物での提案、例えば、ヒトの疾患のモデル生物などであれば、対象となりえますか。
- A. ヒトの疾患モデル生物であれば対象です。例えば、視覚領域の網膜に関する研究では、ゼブラフィッシュを用いたモデルは非常に有用な場合があり、そのような提案も対象としています。ただし、AMED-CREST の場合、革新的医療シーズの創出を目標としていることもあり、primitive なモデル生物での研究に加えて、ヒトの疾患解明や革新的な医療技術開発につながるような研究内容、研究体制も含めていただきたいと思います。
- Q. 異分野融合について、提案時、特定の研究者と融合研究を実施する体制を整えておく必要がありますか。あるいは、「採択後に異分野融合に積極的に取り組む」等の意気込みを提案書に記載するということが良いですか。
- A. AMED-CREST に関しては、異分野連携を前提に提案していただくことが好ましいと考えます。一方で、異分野融合ではないが、当該分野において「革新的で尖った」提案内容であれば、採択課題の対象にはなりません。PRIME に関しては、異分野融合を前提とした提案内容になっている必要はありません。提案書に、採択後に想定される連携分野を記載していただき、課題評価委員が理解できる提案内容になっていることが望ましいです。ご自身で、融合研究をしたいという内容を提案書に記載いただくのは構いませんが、それらの記載は必須ではありません。
- Q. JST の CREST と AMED-CREST のどちらに提案すべきでしょうか。
- A. 健康医療につながるものは AMED への提案課題として適切ですが、生命現象やデバイス動作の原理の理解を目指した基礎研究も幅広く歓迎します。迷われたら、両方に申請することも認めています(ただし、採択は AMED-CREST または JST の CREST のいずれかになります)。
- Q. 本研究開発領域への提案として、自律神経系の研究は含まれるのでしょうか。
- A. 含まれます。自律神経系の研究は、これまで展開が見られない分野でしたので、自律神経系の提案も期待しています。
- Q. PRIME のみに応募した場合、「さきがけなら採択しても良い」、といった助言をいただけることはありますか。また、PRIME とさきがけは、異なる研究内容で提案する必要がありますか。
- A. 審査は独立して行われますため、さきがけでの採否に関する助言は行っていません。迷われる場合は両方に申請してください。PRIME とさきがけのそれぞれに異なる研究内容の申請を行うかどうかは申請者が判断して行ってください。
- Q. マルチセンシングの対象となる範囲について教えてください。
- A. 感覚器、臓器は末梢神経ネットワークを通じて生体恒常性を維持しており、感覚機能だけでなく脳機能や全身の臓器に影響していると考えられ、これらをセンシングすることを想定しています。具体的には、感覚受容器(視覚、聴覚、嗅覚、味覚、触覚、痛覚等)によるセンシングのみならず、様々な臓器(消化器、循環器、泌尿器等をはじめとする内臓感覚や臓器感覚、脳、末梢神経ネットワーク等)によるセンシング機能など、幅広くを含みます。
- Q. 令和3年度に AMED に採択された課題に特徴はありますか。
- A. もともと感覚器特定の臓器、デバイス開発を対象として研究を進めてきた研究者のみならず、本課題の目標に向け、新しい方向性を開拓するような課題が採択されています。研究対象は

ヒトのみならず、マーマモセットや線虫等、幅広く採択されています。これまでにないアイデアの創出や異分野との連携による新たな研究領域の拡大を想定した課題の申請をお待ちしています。

Q. グラフィカルアブストラクトとは何ですか。

A. 提案課題の概要の仮説、目的(Objective/Goal)、目標(Aim)、方法、独自性等が1枚の図から視覚的に理解できるように、スライド1枚にまとめていただくものです。研究の独創性と革新性、期待される成果が解るように作成をお願いします。査読者が申請書の内容を理解するために、参考とする資料です。